

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月1日（平成28年（行情）諮問第659号）

答申日：平成29年2月16日（平成28年度（行情）答申第733号）

事件名：特定事業場が特定期間に特定労働基準監督署に届け出た就業規則届の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事業場A（所在地：特定住所a）、特定事業場B（所在地：特定住所b）及び特定事業場C（所在地：特定住所c）が、所轄の特定労働基準監督署に届け出た就業規則届。届出期間：特定年月日X～特定年月日Y」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年6月1日付け東労発総開第28-33号及び東労発総開第28-34号並びに同年8月24日付け東労発総開第28-127号により行った各不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定事業場A及び特定事業場Bが就労規則を作成していないかつ就労規則を特定労働基準監督署に提出していない可能性が大であり、罰則の適用に該当する可能性これあり。

特定事業場Aと民事調停及び労働審判における資料として、親会社である特定事業場Cの就労規則が必要であるため。（原文ママ）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、平成28年5月18日付け（同日受付）で、①「特定事業場Aが、所轄労働基準監督署に届け出た就業規則届（特定期間）」及び②「特定事業場Bが、所轄労働基準監督署に届け出た就業規則（特定期間）」に係る開示請求を、同年8月1

日付け（同日受付）で、③「特定事業場Cが、所轄労働基準監督署に届け出た就業規則（特定期間）」に係る開示請求を行った。

これを受け、処分庁が、①に対し同年6月1日付け東労発総開第28-33号、②に対し同日付け東労発総開第28-34号、③に対し同年8月24日付け東労発総開第28-127号によりそれぞれ不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は原処分を不服として、①に関して平成28年8月2日付け（同月3日受付）、②に関して同月2日付け（同月4日受付）、③に関して同月25日付け（同年9月5日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

対象文書を保有していないとして不開示決定を行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書については、存在するとすれば、特定事業場A、特定事業場B及び特定事業場Cが特定期間に東京労働局管内に所在する所轄労働基準監督署に届け出た就業規則、就業規則（変更）届、意見書と判断した。

### (2) 本件対象文書を保有していないことについて

就業規則については、労働基準法（昭和22年法律第49号）89条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）49条により、常時10人以上の労働者を使用する使用者にその作成と所轄労働基準監督署への届出を義務付けており、就業規則を変更した場合においても同様である。このため、常時10人以上の労働者を使用していない場合、又は常時10人以上の労働者を使用する場合でも、就業規則の内容を変更するまでは届出の義務はないため、ある特定期間において就業規則が届け出られていないとしても、法令上問題はない。

処分庁においては、本件開示請求を受け、当該事業場の所在地を管轄する所轄労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象文書の有無を確認したところ、本件対象行政文書を保有していないことを確認した。

また、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて倉庫等の探索を指示し、本件対象文書を保有していないことを再度確認した。

したがって、本件対象文書を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものである。

### (3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、特定事業場A及び特定事業場Bが「就業規則作成していないかつ就業規則を所轄労働基準監督署に提出していない

可能性が大であり罰則の適用に該当する可能性これあり（原文ママ）」と主張しており、諮問庁において、請求者に連絡し趣旨を改めて確認したところ、当該事業場から就業規則が届け出ていると思われるので、「原処分の取消しを求める」と追記補正する申出があった。

しかし、所轄労働基準監督署において本件対象行政文書を保有していなかったものであることから、処分庁が本件対象行政文書を保有していないとして不開示決定を行った原処分は妥当であり、請求者の主張は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年11月1日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年2月8日  | 審議            |
| ④ 同月14日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は「特定事業場A（所在地：特定住所a）、特定事業場B（所在地：特定住所b）及び特定事業場C（所在地：特定住所c）が、所轄の特定労働基準監督署に届け出た就業規則届。届出期間：特定年月日X～特定年月日Y」である。

諮問庁は、本件対象文書は、存在するとすれば、特定事業場A、特定事業場B及び特定事業場Cが特定期間に東京労働局管内に所在する所轄労働基準監督署に届け出た就業規則、就業規則（変更）届、意見書であると説明する。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、本件対象文書を保有していないことについて、以下のとおり説明する。

ア 就業規則については、労働基準法89条及び労働基準法施行規則49条により、常時10人以上の労働者を使用する使用者にその作成と所轄労働基準監督署への届出を義務付けており、就業規則を変更した場合においても同様である。このため、常時10人以上の労働者を使用していない場合、又は常時10人以上の労働者を使用する場合でも、

就業規則の内容を変更するまでは届出の義務はないため、ある特定期間において就業規則が届け出られていないとしても、法令上問題はない。

イ 処分庁においては、本件開示請求を受け、当該事業場の所在地を管轄する所轄労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象文書の有無を確認したところ、本件対象文書を保有していないことを確認した。

また、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて倉庫等の探索を指示し、本件対象文書を保有していないことを再度確認した。

ウ したがって、本件対象文書を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものである。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記(1)について詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

就業規則については、労働基準法89条及び労働基準法施行規則49条により、常時10人以上の労働者を使用する使用者にその作成と所轄労働基準監督署への届出を義務付けており、就業規則を変更した場合においても同様であり、また、常時10人以上の労働者を使用していない場合、又は常時10人以上の労働者を使用する場合でも、就業規則の内容を変更していない場合は届出の義務はないことから、特定の期間については、事業場から労働基準監督署に就業規則が届け出られない場合がある。

したがって、本件対象文書の届出がないことがあり得ると考えている。

また、本件対象文書を保有していないことについて処分庁に確認したところ、処分庁は、特定事業場A、特定事業場B及び特定事業場Cを管轄する各所轄労働基準監督署においては、事業場から、就業規則、就業規則(変更)届、意見書が届け出された場合は、必ず、当該文書を年度ごとに作成している就業規則届出綴に保存しているとのことであった。そこで、本件審査請求を受け、処分庁に当該各事業場の就業規則等の有無について、特定年月日X～特定年月日Yを含む年度の就業規則届出綴を確認させたところ、当該事業場の就業規則等はつづられていなかったとのことであった。

念のため、処分庁に各所管労働基準監督署の倉庫等の探索を指示したが、本件対象文書を保有していないことを再度確認したとのことであった。

(3) 上記(1)及び(2)の説明について、労働基準法等の規定に照らし検討すると、諮問庁の説明には、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情はうかがえない。

さらに、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、東京労働局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、東京労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子